

京都社保協事務局通信

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 6 F

mail: shahokyo@labor.or.jp

41期-第1号 2021.9.14

Tel 075-801-2526 Fax 811-6170

http://kyotosyaho.web.fcc.com

生活保護基準引き下げ違憲京都訴訟

名古屋・札幌・福岡の不当判決に続く

史上最悪判決

司法の役割完全放棄

9月14日、京都地方裁判所で、原告・弁護団・支援者が見守り、多くのマスコミも注目するなかで、生活保護基準引き下げ違憲訴訟に対する史上最悪判決が下されました。京都府の42人が裁判所に訴えたのは、2013年8月から15年4月まで、過去最大の生活保護費の基準を引き下げたことが憲法で保障する最低限度の生活を保障するものになっていないということです。

2014年12月25日に提訴以来、原告や私たちは、「国の生存権侵害」を訴えてきましたが、京都地裁（増森珠美裁判長）は、司法の役割を放棄した不当判決を下しました。



大臣の裁量正当化、自民党公約に掲載されているから「公正」?

裁判長は、「厚生労働大臣には専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる」、また、「政策的判断においては、国の財政事情、経済情勢、他の政策との関係、国民感情等、

多方面にわたる諸事情を広く考慮する必要があると解される。そして、生活保護費の削減を内容とする自民党の政権公約は、国の財政事情や国民感情を踏まえたものと認められるところ(弁論の全趣旨)、厚生労働大臣が、生活扶助基準を改定するに当たり、これらの事情を考慮することができる」としています。

この判決は、事実上、「勝手に基準を決められる」厚労大臣の裁量権を最大限認めるというものです。さらに、「自民党の政権公約にあれば、それは OK と、めちゃくちゃ判決です。

また裁判では、「親の葬儀代も出すことが出来ない」という原告の厳しい生活実態を具体的に示し、憲法で保障する健康で文化的な最低限度の生活が保障されていないことを繰り返し訴えましたが、こともあろうに、裁判長は、この訴えを全く評価していないことです。

不当判決に負けるわけにはいかない

こうした史上最悪の不当判決後の報告集会では、原告より「こんな不当判決に立ち止まっているわけにはいかない」、「これで終わりじゃない！これからやるぞ！」など、次々に決意表明。弁護団や研究者・支援団体からも、「最悪の名古屋判決を下回る、こんな判決で負けるわけにはいかない」などと怒りの発言。北海道や名古屋・大阪・福岡など全国からの激励の発言も続きました。

今後、全国 29 都道府県でたたかわれている生存権裁判の取り組みは続きます。憲法に根ざした生活保護行政への転換のために引き続き、私たちも新・生存権裁判を支援する会に結集をさらに強め、取り組みを進めていきましょう。

